

# 次世代育成支援対策推進法に基づく日本学術振興会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

## 2. 内容

目標1 所定外労働を削減できるよう体制を整備し、役職員の意識改革にも努める。

### <対策>

- 令和6年4月～ 長時間所定外労働の原因の分析、管理職を対象とした意識改革のための研修、在宅勤務制度の活用及びその改善に向けた検討等の実施

目標2 年次有給休暇の取得日を、全員が最低年間6日以上取得できるよう職場環境を整える。

### <対策>

- 令和6年4月～ 職員の年次有給休暇取得状況の管理及び管理職へのこまめな周知、閑散期の休暇取得促進

目標3 職員が不妊治療と仕事の両立を図ることのできるように、出生サポートに関する人事制度の改善を行うとともに、職員が制度を利用しやすい雰囲気醸成に努める。

### <対策>

- 令和6年4月～ 出生サポート休暇に関する管理職向け研修を実施
- 令和7年4月～ 出生サポート休暇の取得可能日数の増加、在宅勤務制度の柔軟な運用による不妊治療への支援
- 令和8年4月～ 不妊治療を行う職員のプライバシーや心情への配慮のため、休暇の利用目的が特定されない「ファミリーサポート休暇(仮称)」を創設